

地域再生計画の新旧対照表

新	旧
<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 鹿児島市の区域の一部（桜島港白浜地区、長谷地区、野尻地区、<u>湯之持木地区</u>、赤水漁港）</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略) (目標4) <u>防砂堤整備により年間の泊地浚渫土量の削減を図る。</u> <u>桜島港湯之持木地区年間浚渫土量</u> <u>8,000 m³ → 300 m³</u></p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の計画 桜島港白浜地区及び長谷地区においては防波堤を、野尻地区においては係留施設、水域施設、防波堤を、<u>湯之持木地区においては、防砂堤、泊地を追加し、地域住民が安心して漁業活動できる環境を整え、</u>共に、<u>桜島噴火等による災害時の緊急輸送体制を整え、</u>赤水漁港においては緑地・広場をそれぞれ整備し、船舶の安全係留と地域漁民の漁業振興及び生活基盤の安定を図る。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港整備交付金を活用する事業 [施設の種類と事業主体] ・港湾施設（桜島港白浜地区、長谷地区、野尻地区、<u>湯之持木地区</u>） 鹿児島市 [整備量] ・港湾施設・・・防波堤、物揚場、泊地、船揚場、<u>防砂堤</u> ・漁港施設・・・広場 [総事業費] <p style="text-align: right;"><u>2,749,000</u>千円（うち交付</p>	<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 鹿児島市の区域の一部（桜島港白浜地区、長谷地区、野尻地区、赤水漁港）</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の計画 桜島港白浜地区及び長谷地区においては防波堤を、野尻地区においては係留施設、水域施設、防波堤を、赤水漁港においては緑地・広場をそれぞれ整備し、船舶の安全係留と地域漁民の漁業振興及び生活基盤の安定を図る。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港整備交付金を活用する事業 [施設の種類と事業主体] ・港湾施設（桜島港白浜地区、長谷地区、野尻地区） 鹿児島市 [整備量] ・港湾施設・・・防波堤、物揚場、泊地、船揚場 ・漁港施設・・・広場 [総事業費] <p style="text-align: right;"><u>2,429,000</u>千円（うち交付</p>

- 金 1,105,100 千円)
・港湾施設 2,694,000 千円 (うち交付
金 1,077,600 千円)
・漁港施設 55,000 千円 (うち交付
金 27,500 千円)

5 - 3 ~ 8. (略)

- 金 977,100 千円)
・港湾施設 2,374,000 千円 (うち交付
金 949,600 千円)
・漁港施設 55,000 千円 (うち交付
金 27,500 千円)

5 - 3 ~ 8. (略)